|  |  |
| --- | --- |
| **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 | **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 |
| **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 | **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 |
| **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 | **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 |
| **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 | **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 |
| **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 | **あなたの賃金を確認してください**この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。**◆対象となる方**受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）　**◆労働報酬下限額（令和５年４月１日発効）**建設工事 ：東京都の公共工事設計労務単価の85％委託等　 ：１時間あたり　１，２３０円 |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. | ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. | ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. | ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. | ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. |
| ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. | ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。　　〇世田谷区役所　問合せ先　　　世田谷区財務部経理課公契約担当　　　　電話　０３－５４３２－２９６５　　　　　　　　　※労働報酬下限額について詳しくは区ホームページをご覧ください※Please visit the official Setagaya City 　website for further information about  the minimum amount of remuneration. |